# 【表紙】

【提出日】 平成24年7月3日

【会社名】 東洋建設株式会社

【英訳名】 TOYO CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 毛利 茂樹

【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

【電話番号】 06 (6209) 8711

【事務連絡者氏名】 大阪本店 総務部長 沼澤 和典 【最寄りの連絡場所】 東京都江東区青海二丁目4番24号

【電話番号】 03 (6361) 5450

【事務連絡者氏名】 経営管理本部 総務部長 春口 喜与彦

【縦覧に供する場所】 東洋建設株式会社 本社

(東京都江東区青海二丁目4番24号)

東洋建設株式会社 東関東支店

(千葉市中央区院内一丁目 12番8号)

東洋建設株式会社 横浜支店

(横浜市中区山下町25番地15)

東洋建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目 17番 13号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【提出理由】

平成24年6月28日開催の当社第90回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

- (1) 当該株主総会が開催された年月日平成24年6月28日
- (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

普通株式1株につき1.0円

#### 第2号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合する。 株式の併合がその効力を生ずる日は、平成24年10月1日とする。

## 第3号議案 定款一部変更の件

- ① 事業内容の拡大と多様化に伴い、現行定款第2条の目的事項に所要の変更を 行う。
- ② 優先株式の全株式の消却に伴い、現行定款第6条、第8条の優先株式に係る 事項及び第12条、第20条の内容の定めを削除する。
- ③ 第2号議案の承認可決を条件として、現行定款第6条に定める発行可能株式 総数を3億2千万株に減少するとともに、現行定款第8条に定める単元株式 数を1,000株から100株に変更する。なお、当該変更事項は平成24年10月 1日に効力を生ずることとする。

## 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、毛利茂樹、前田正孝、大江秀次、中本義人、濱邉修一、 片山善和、二浪誠一、武澤恭司、宮脇清文、森山越郎を選任する。

#### 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、川﨑登志嗣、平形光男を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対 (個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果
0.502.7	24/94 (III)			***************************************	(賛成の割合)
第1号議案	249, 058	1,830	0	(注) 1	可決 (99.3%)
第2号議案	230, 296	20, 583	0	(注) 2	可決 (91.8%)
第3号議案	227, 973	22, 857	0	(注) 2	可決 (90.9%)
第4号議案					
毛利 茂樹	239, 698	11, 023	0		可決 (95.5%)
前田 正孝	245, 461	5, 288	0		可決 (97.8%)
大江 秀次	245, 560	5, 158	0		可決 (97.9%)
中本 義人	245, 552	5, 174	0		可決 (97.9%)
濱邉 修一	242, 133	8, 584	0	(注) 3	可決 (96.5%)
片山 善和	245, 586	5, 126	0		可決 (97.9%)
二浪 誠一	245, 529	5, 183	0		可決 (97.8%)
武澤 恭司	245, 586	5, 126	0		可決 (97.9%)
宮脇 清文	245, 447	5, 265	0		可決 (97.8%)
森山 越郎	245, 355	5, 357	0		可決 (97.8%)
第5号議案					
川﨑 登志嗣	236, 474	13, 410	0	(注) 3	可決 (94.2%)
平形 光男	235, 853	14, 036	0		可決 (94.0%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
  - 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。